

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(當日が休日に當たる翌日)

## 目次

### ◆告示 土地配分計画の作成

### 土地改良事業計画の決定

### 土地改良事業計画の適否の決定(八件)

### 土地改良事業の認可(三件)

### 土地改良事業の工事の完了

区分	地区名	所在地		増 反	用途
		郡市	町		
ノ	小鴨村	倉吉		東鴨	二
賀野	西伯	会見	朝金	九七八	一
一					四四九
"					農地

## 鳥取県告示第七百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十一年七月十日付けで西伯郡名和町大字豊成二五八一番地二宮唯夫ほか十四人の者から申請のあつた県営で行う土地改良(光徳地区道路等補修)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月二十四日

鳥取県知事 平林鴻三

### 一 縦覧に供する書類

土地改良(光徳地区道路等補修)事業計画書の写し

### 二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月二十五日から二十日間

### 三 縦覧に供する場所

名和町役場

### 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に對して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県知事 平林鴻三

昭和五十一年九月二十四日

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第一項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第七百三十八号

利害関係人は、この告示に係る決定に對して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第七百四十九号**

昭和五十一年六月二十日付けで関金町から申請のあつた土地改良（堀地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**一 縦覧に供する書類**

土地改良事業計画書及び条例の写し

**二 縦覧に供する期間**

昭和五十一年九月二十五日から二十日間

**三 縦覧に供する場所**

倉吉市役所

**四 異議の申出**

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第七百四十二号**

昭和五十一年七月二十六日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（藤ヶ森地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**一 縦覧に供する書類**

土地改良事業計画書及び条例の写し

**二 縦覧に供する期間**

昭和五十一年九月二十五日から二十日間

**三 縦覧に供する場所**

倉吉市役所

**鳥取県告示第七百四十一号**

昭和五十一年七月二十六日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（古川沢地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十一年八月三日付けで気高町から申請のあつた土地改良（下石地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

**鳥取県告示第七百四十三号**

昭和五十一年七月二十九日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（今吉地区農道整備と併せて行う農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月二十五日から二十日間

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十一年九月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第七百四十五号**

昭和五十一年八月十二日付けで日野町から申請のあつた土地改良（カジヤ原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

日吉津村役場

三 縦覧に供する場所

四 異議の申出

**鳥取県告示第七百四十四号**

昭和五十一年八月三日付けで氣高町から申請のあつた土地改良（下石地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月二十五日から三十日間

## 三 縦覧に供する場所

日野町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七百四十六号

昭和五十一年八月二十日付けで氣高町から申請のあつた土地改良（奥沢見地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七百四十七号

昭和五十一年八月二十三日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（富吉地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月二十五日から三十日間

## 三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七百四十八号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月二十五日から三十日間

## 三 縦覧に供する場所

氣高町役場

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第七百四十九号**

三朝町から申請のあつた町営土地改良（吉田地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第七百五十号**

三朝町から申請のあつた町営土地改良（曹源寺地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第七百五十一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の

規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年九月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
本高地区農道整備事業	昭和五十一年十月三十日	鳥取市
邑美地区農道舗装事業	昭和五十一年十月三十日	鳥取市
篠坂地区農道整備事業	昭和五十一年三月二十五日	鳥取市
下味野地区農道整備事業	昭和五十一年三月二十五日	鳥取市
越路地区ほ場整備事業	昭和五十一年三月三十日	鳥取市
朝月地区農道整備事業	昭和五十一年三月三十日	鳥取市
	昭和五十一年三月三十日	鳥取市